

職場の受動喫煙防止に係る説明会を開催します

鳥取労働局労働基準部
健康安全課長

(一社) 日本労働安全衛生コンサルタント会 鳥取支部
支部長

独立行政法人労働者健康安全機構 鳥取産業保健総合支援センター
所長

職場の受動喫煙防止対策は、労働安全衛生法に基づく事業者の努力義務です。

厚生労働省研究班の報告では、1年間に14,957人(うち職場での受動喫煙は7,792人)が、受動喫煙が原因でがん・心疾患などにより死亡すると推計されています。受動喫煙を防止するため、厚生労働省では事業者に対し各種の支援事業を実施しています。

このたび、鳥取労働局、(一社)日本労働安全衛生コンサルタント会 及び 独立行政法人労働者健康安全機構鳥取産業保健総合支援センターの共催により、受動喫煙防止対策の具体的な進め方について事例を含めた説明会を開催することといたしました。鳥取県の担当者による「改正健康増進法」の説明も行います。

つきましては、業務ご多忙の折とは存じますが、事業場の経営者、人事・労務・安全衛生担当の方にご出席いただきますようご案内申し上げます。

記

日 時：令和元年 11月 12日(火) 13時30分から15時30分

場 所：米子コンベンションセンター 第4会議室

〒683-0043 鳥取県米子市末広町294 TEL 0859-35-8111

内 容：①受動喫煙による健康への有害性(産業保健師)
②職場における受動喫煙防止対策に関する推進体制及び施設設備
(労働衛生コンサルタント)
③職場の受動喫煙防止対策に関する規制と支援制度(鳥取労働局担当者)
④改正健康増進法についての説明(鳥取県福祉保健部健康医療局担当者)

※ 講習終了後、個別相談も受け付けますので、ご利用ください。

申込方法：裏面の申込票に、事業場名、ご連絡先の電話番号、参加人数、参加者名を記載し、メール 又は ファックスにてお送りください。

(一社) 日本労働安全衛生コンサルタント会 鳥取支部 事務局

((一社) 鳥取県産業環境協会 内)

TEL 0857-29-1154 FAX 0857-29-2288

E-mail consa-sangyo-kankyo@fine.ocn.ne.jp

申込期限：11月6日(水) ※ 会場の収容人数の関係上80人で締め切らせていただきます。

参加費：無料(テキスト等も無料)

問合せ先：0857-29-1154 ((一社) 鳥取県産業環境協会) 担当：河本(カワモト)

令和元年11月12日（火）開催
職場の受動喫煙防止に係る説明会

申 込 票

事業場名 [_____]

ご連絡先 [電話番号: _____]

参加者人数 [_____ 人]

参加者名 _____

ファックス送付先

（一社）日本労働安全衛生コンサルタント会 鳥取支部 事務局
（（一社）鳥取県産業環境協会 内）

F A X 0 8 5 7 - 2 9 - 2 2 8 8

メールアドレス consa-sangyo-kankyo@fine.ocn.ne.jp